令和9・10年度
建設工事
競争入札参加資格審査申請要領

令和9年度から令和10年度にかけて小浜市（本庁および出先機関等）が発注する建設工事の契約にかかる競争入札に参加する者に必要な資格の審査を次のとおり行います。審査を希望される方は、この要領に従って書類を提出してください。

令和7・8年度の有資格者の方も、令和9・10年度の資格を希望される場合は、新たに申請が必要ですのでご注意ください。

福井県 小浜市 総務部 総務課 契約検査Ｇ

1. 入札参加資格の要件

次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、競争入札に参加することができません。

（１）建設業法（昭和２４年法律第１００号第３条第１項）に基づく許可を受けていない者

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第１項に該当する者

（３）地方自治法施行令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当すると市長が認める者

（４）建設工事競争入札参加資格審査申請書およびその添付書類に虚偽の事項を記載した者

（５）申請書提出日において税を滞納している者

（６）申請書提出期限の属する年の前年（令和８年）に営業の実績がない者

（７）建設業法第２７条の２３第１項の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査を受けていない者

（８）次のいずれにも該当しない者

ア　建設業退職金共済制度に加入しているもの

イ　中小企業退職金共済制度に加入しているもの

ウ　特定退職金共済制度に加入しているもの

エ　退職一時金制度を有しているもの

（９）次のいずれかに該当する者

ア　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第４８条の規定による被保険者の資格の取得の届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）

イ　厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）第２７条の被保険者の資格の取得の届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）

ウ　雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）第７条の規程による被保険者となったことの届出をしていない者（適用を除外されている者を除く）

2. 有効期間

令和９・１０年度の２ヵ年（令和９年４月１日～令和１１年３月３１日）

3. 受付期間

令和８年１２月１日（火）から令和９年１月２９日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝祭日、12/29～1/3は除く。）

※受付期限内に不備・不足等により書類が揃わない場合は、資格者として登録できませんので早めに提出してください。

（１）持参の場合

受付時間　９時から１２時・１３時から１７時まで

※他の業務等により担当職員が不在となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、担当職員が不在の場合は、提出書類をお預かりし、後日、内容を確認したうえで受付通知表を返送します。

（２）郵送・宅配便の場合

令和９年１月２９日（金）当日消印有効

※不備・不足等の書類の再送付を含む。

4. 受付場所

〒917-8585　福井県小浜市大手町6番3号
小浜市役所　１Ｆ　１０１　契約検査Ｇ　☎0770-53-1111（代）内線493
0770-64-6003（直）

5. 提出方法

（１）**提出書類を持参する場合**

①申請者または提出書類の内容を説明できる方が持参してください。提出書類を確認後、受付通知表をお渡しします。

※ただし、担当者が不在の場合は、提出書類をお預かりし、後日、内容を確認したうえで受付通知表を返送します。

（２）**郵送・宅配便により提出する場合**

①封筒に**「資格審査申請書（建設工事）」**と朱書きのうえ、**書留郵便等配達記録**が残るものとしてください。

なお、提出書類を確認後、受付通知表を返送します。

6. 提出書類および注意事項

（１）小浜市指定様式により申請してください。

（２）提出書類はＡ４判サイズ（原本での提出書類は除く）で１ 部とします。

（３）市内・県内・県外の区分は、契約行為をしようとする支店等（営業所等）の所在地を基準にしてください。

（４）記載事項が１葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

（５）提出書類に虚偽の記載または重要な事項、事実を記載しなかった場合等は資格の登録はできません。また資格登録後その事実が判明した場合は資格の取消しを行うことがあります。

（６）地方自治法および関係諸法令ならびに小浜市条例等を確認遵守のうえ提出してください。

（７）証明書等の発行に際し、代理人が請求した場合に委任状が必要となる場合がありますので注意してください。

提出書類･添付書類	注意事項
申請書綴方法	１．申請書類は、下記番号順に長辺の左側に穴を２つ開け、ひも綴じとしてください。
①建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	１．委任の有無にかかわらず申請は本社代表者・実印で作成してください。 ２．許可を受けている建設業と許可年月日・登録を希望する工事の種別を記入してください。（登録を希望する建設工事の種類については、経営事項審査を受け、総合評定値（Ｐ）の通知を受けていることが必要です） ３．「とび・土工・コンクリート工事」については「法面処理工事」・「交通安全施設工事」・「とび・土工・コンクリート工事」の３つに区分します。 ４．登録内容の照会先、委任する場合は委任先を記入してください。 ５．内容に関する照会先には、本申請の担当者名を記載してください。
②誓約書（様式第2号）	１．委任の有無にかかわらず本社代表者・実印で作成してください。
③委任状	１．支店等（営業所等）に契約行為・請求行為等の権限を委任する場合作成してください。 ・　委任者は本社代表者で作成してください。 ・　委任の期間は 令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで ※申請様式にはあらかじめ委任期間を記載してありますが、必要があれば委任期間を変更してください。（ただし、上記委任の期間内に限る） ・　受任者印は、使用印鑑届の使用印と同じ印を押印してください。
④使用印鑑届（様式第3号）	１．【法人の場合】 ・　申請は本社代表者・実印で作成してください。 ・　使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。（委任をする場合は、支店等の代表者印） ２．【個人の場合】 ・　申請者は住所・氏名を記入し、実印を押印してください。 ・　使用印欄に入札・契約等に使用する印を押印してください。
⑤印鑑証明書	１．・　コピー可とします。（申請日より３ヶ月以内に発行されたものとします。） ・　印影を拡大・縮小したコピーは不可とします。
（法人） ⑥商業登記簿謄本	１．履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書を提出してください。 ２．コピー可とします。（申請日より３ヶ月以内に発行されたものとします。）
（個人） ⑦身元証明書	１．本籍地市町村で発行したものを提出してください。 ２．コピー可とします。（申請日より３ヶ月以内に発行されたものとします。）
⑧許可書等	１．建設業許可通知書を提出してください。（コピー可） ２．委任する場合は、登録する支店等の許可または登録業種記載部分

	（営業所一覧等）を提出してください。（コピー可） ３．電気工事を申請するものは、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項に基づき電気工事業を開始した旨の届出をしたことを証する書類（届出受理書の写し）を提出してください。
⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	１．申請日時点で最新のものを提出してください。（コピー可） ※経営事項審査を受審していない種別については、許可があっても申請できませんのでご注意ください。 ２．登録を希望する建設工事の種類については、総合評定値（Ｐ）の通知を受けていることが必要です。 なお、経審結果の有効性や審査基準日の取扱いについては、小浜市の規定・審査基準との照合が必要です。
⑩建設業退職金共済組合加入証明書	１．建設業退職金共済組合・中小企業退職金共済組合・特定退職金共済団体等の加入証明書を提出してください。（コピー可） ２．⑨経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」で「建設業退職金共済制度加入の有無」「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」のいずれかが「有」となっている場合は、省略することができます。
⑪社会保険等の加入状況	１．健康保険、厚生年金保険および雇用保険については、法令に基づき、加入義務がある場合は必要な届出を行っていることが必要です。 ２．社会保険等の加入証明書は、原則として提出不要とします。 ３．ただし、市が必要と認める場合は、加入状況を確認できる書類を求めることがあります。 ※法令により社会保険等の適用を除外されている場合は、この限りではありません。
⑫工事経歴書（様式第4号）	１．様式下欄の要領により登録希望する工事種別ごとに作成してください。 ２．独自様式も可とします。（ただし、希望工事種別に作成されていることが分かるもの） ３．実績がない希望工種については、「実績なし」と記入したものを提出してください。 ４．「とび・土工・コンクリート工事」については、「交通安全施設工事」「法面処理工事」「とび・土工・コンクリート工事」の３つに分けて作成してください。
⑬常勤技術者調べ（様式第5号）	１．委任無しの場合は本社の技術者を、委任する場合は登録する支店等の技術者を記入してください。 ２．独自様式も可とします。
⑭納税証明書	１．【法人・**委任先なし**の場合】 ・　法人にかかる国税（様式その３の３） ・　〃　都道府県税 ・　〃　市町村税（東京都特別区は不要）・　市内に本社がある業者で契約の締結の権限を有する代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 ２．【法人・**委任先あり**の場合】 ・　法人にかかる国税（様式その３の３）**➔本店分** ・　〃　都道府県税　**➔本店・委任先両方**

	・　　〃　　市町村税（東京都特別区は不要） **→本店・委任先両方** ・　市内に委任先営業所等がある業者で契約の締結の権限を有する受任者が小浜市に住所を有する方は、受任者個人の市税 ・　代表者が小浜市に住所を有する方は、代表者個人の市税 ３．【個人の場合】 ・　代表者にかかる国税（様式その３の２） ・　　〃　　都道府県税 ・　　〃　　市町村税 ４．本社、委任先、個人の納めるべき**すべての税について滞納のないことがわかる証明書を提出してください。** ５．コピー可とします。（申請日より3ヶ月以内に発行されたものとします。） ６．法人の新規設立または営業所の新設等により納税証明書が提出できない場合は、法人等の設立（設置）申告書の写しを提出してください。

以下についてはひも綴じしないでください

⑮登録帳票	１．申請書記載の内容と相違のないよう注意してください。 「登録希望工種」の欄も申請書に記載した希望工種・許可の登録（更新）年月日と同じもの を記入してください。 ２．支店等で登録する場合2枚目の本社登録の欄に本社住所等を記入してください。 ３．希望工種の「交通安全施設工事」は、総合評定値（P）の欄に「とび・土工・コンクリート」の点数を記入してください。
⑯⑰封筒	１．２通（⑯受付・不備等連絡用、⑰審査結果通知用） ２．返信先の郵便番号、住所、氏名を記入し、110円切手を貼付してください。
⑱受付通知表	１．商号または名称を記入してください。 ２．左側受付表の「提出者点検欄」の列に、提出が必要な申請書類がそろっているかチェックしてください。それ以外の欄は市役所の記入欄です。 ３．切り取らずに提出してください。

※測量等もあわせて申請される場合、受付通知等はまとめて送付しますので⑰の封筒は１社で１通を可とします。（それぞれに添付していただく必要はありません。）

7. 申請書等入手方法

申請要領、提出書類等は、ホームページにおいて掲載しますのでダウンロードしてください。郵送による配布はいたしません。

小浜市公式ホームページ（https://www1.city.obama.fukui.jp/）

8. その他

（１）受付通知表を確認し、**提出書類の不備・不足等がある場合は、受付期間内に所要の**

補正をしてください。受付期間内にすべての書類が整っていない場合、競争入札参加資格者としての登録ができません。

なお、再受付結果の返送希望の際には、受付通知表の写しと１１０円切手を貼った封筒を１通同封してください。（封筒が無い場合は審査結果通知時に同封します）

（２）審査結果については、令和９年３月末頃に各申請者宛通知書を発送します。

（３）入札参加資格者名簿は、小浜市公式ホームページにおいて公表します。

（４）競争入札参加資格の有効期間中に申請の内容等に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。（有効期間中に許可書等の有効期限が過ぎていた場合、入札に参加できない場合があります。）

（５）競争入札参加資格の有効期間中に、納期限の到来している税の滞納がある場合は、資格取得後であっても資格を喪失する場合があります。

（６）小浜市では、すべての競争入札（工事）を電子入札で実施しているため、入札に参加するためには別途、電子入札システム利用者登録が必要です。

くわしくは、小浜市公式ホームページ（しごとー入札・契約ー電子入札公告・結果（制限付き一般競争入札・指名競争入札）ー電子入札を実施しています）をご確認ください。